

居宅療養管理指導運営規定及び重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人社団鼎会
主たる事務所の所在地	〒270-2253 松戸市日暮 1-16-2 日暮ビル 2F
代表者（職名・氏名）	理事長 齊藤丈夫
設立年月日	2015年10月5日
電話番号	047-712-0202

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	三和病院
サービスの種類	居宅療養管理指導
事業所の所在地	〒270-2253 千葉県松戸市日暮 7 丁目 379 番
電話番号	047-712-0202
指定年月日・事業所番号	2014年8月1日指定・1212416071
管理者の氏名	渡邊 修
通常の事業の実施地域	松戸市

3. 事業の目的と運営の方針

○事業の目的

要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。

○運営の方針

事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

居宅療養管理指導（又は介護予防居宅療養管理指導）は、主治医等がその必要性を認めた場合に、当事業所の医師または管理栄養士がそのお宅を訪問して、療養上の指導等を行うことにより、生活の質の確保及び向上を図るサービスです

5. 営業日時

営業日

月曜日から土曜日まで ただし、国民の祝日（振替え休日を含む）及び年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。

営業時間：午前9時から午後5時まで（土曜日は午前9時から12時まで）

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
医師	常勤・3人
看護師	常勤・3人
管理栄養士	常勤・1人

7. サービス提供の担当者

医師・及び管理栄養士（契約内容による）

介護サービス等全般にかかるご質問、ご要望および苦情等がございましたら、

三和病院 047-712-0202 地域医療連携室

まで、ご連絡頂きますようお願い申し上げます。また、苦情対応責任者は、事務局長です。

また、内容によっては市窓口または国保連合会をご紹介する等対応させていただきます。

8. サービスの内容と費用

(1) サービスの内容

居宅療養管理指導の種類	内容
1 医師が行う 居宅療養管理指導	担当の医師が、通院が困難な利用者に対し、その居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。 また、利用者若しくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等についての指導及び助言を行います。 *事業者への情報提供については、個人情報ですので利用者の同意を得て行います。
2 管理栄養士が行う 居宅療養管理指導	管理栄養士は、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、他の職種と共に作成した栄養ケア計画に沿って、居宅を訪問し、栄養管理に係る必要な情報提供や助言ならびに食事療養に関する実地指導を行います。医師の判断により、別に厚生労働大臣が定める特別な治療食を必要とされる方、もしくは低栄養状態にある方が対象となります。 *ご自宅の調理器具などを使用させていただくことがあります。 *使用する調理器具により、ご自宅のコンセントを使用させていただくことがあります。 *事業者への情報提供については、個人情報ですので利用者の同意を得て行います。

(2) 費用

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

居宅療養管理指導利用料

【 料金表 】

	居宅療養管理指導の種類	単位数	1割	2割	3割
医師	居宅療養管理指導（Ⅱ） 単一建物居住者1人の場合	299単位	299円	598円	897円
	単一建物居住者2人以上9人 以下の場合	287単位	287円	574円	861円
管理 栄養士	居宅療養管理指導（Ⅱ） 単一建物居住者1人の場合	545単位	545円	1,090円	1,635円
	単一建物居住者2人以上9人 以下の場合	487単位	487円	974円	1,461円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注1） 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

（2） 支払い方法

上記（1）の利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後お渡します。

支払い方法

- ・口座引落とし サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合は直前の平日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。
- ・現金払い サービスを利用した月の翌月中に、現金でお支払いください。

9. 身体拘束等について

当事業所は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等の行為を行いません。

（1） 緊急やむを得ない場合とは以下の要件を全て満たす状態であるかを多職種で構成する身体拘束最小化チームで検討します。

- ① 当該利用者又は他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ② 身体拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③ 身体拘束等が一時的であること

（2） 緊急やむを得ない場合には、家族等への説明を行い、文書で同意を得ます。

（3） 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

（4） 身体拘束等を行った場合には、経過観察を行い多職種間で身体拘束の必要性や方法に関する再検討を行い、要件に該当しなくなった場合には身体拘束等を解除します。

- (5) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (6) 従業員に対して、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行います。

10. 守秘義務

医師には利用者、その後見人及びその家族の守秘義務があり、個人情報外部に漏らしません。但し、居宅療養管理指導は利用者が介護保険を安心して受けて頂くために、サービス担当者会議等において、ケアマネージャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。その際には、セキュリティが確保された多職種連携情報共有システム等を用いて、相互の連携を図ります。介護保険のサービスを受けられておられない場合はこの限りではありません。

11. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、必要な措置を講じます。

12. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口 電話番号 047-712-0202 地域医療連携室
面接場所 当事業所の相談室

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

松戸市介護保険課 電話番号 047-366-7370
苦情受付機関 千葉県国民健康保険団体連合会
電話番号 043-254-7404

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、医師等は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 医師等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めにご連絡ください。